

重要土地等調査法の届出制度(概要)

特別注視区域内の土地等の所有権移転等の取引を仲介する宅建業者には、宅建業法上の重説義務が生じるため、売主・買主に対して内閣府への届出の必要性を説明するよう、協力を求めている。

特別注視区域内

土地等の売買、贈与、交換、形成権の譲渡等、所有権等の移転等をする契約事由が生じた場合（土地等の面積200㎡以上）

契約締結前に売主・買主双方より

届出

- ✓取引内容の審査は無し
- ✓譲渡制限期間等は無し

届出後の速やかな
契約締結が可能

内閣府が受理

【届出事項】

- 当事者の氏名、住所等
- 土地等の所在、面積
- 所有権等の種別及び内容
- 土地等の利用目的
- 譲受け予定者等の国籍等
- 土地等の利用の現況
- 契約日予定日

不動産関係団体への周知・広報の依頼等)

※届出の懈怠等の解消に向けた改善策として新たな取組みを開始！

これまでの取組み

- オンライン説明会
- 告示・施行に関する通知
- リーフレットの配布
- 会報誌等への記事掲載
- 業界専門紙への記事掲載

新たな取組み

- 不動産業界向け動画の公開・周知
- 不動産業界団体との意見交換 等

◆説明会で放映、今後HP等で掲載予定。

重要土地等調査法のポイント ～宅地建物取引業法上の重要事項説明と 内閣府への届出書提出の協力をお願い～

◆業界団体本部への説明会の実施依頼。

重要土地ウェブ地図の公開

令和6年6月下旬公開予定

- 重要土地等調査法に基づく注視区域等の区域図（※）に関し、届出等を行う利用者の利便性の向上を目的とし、令和6年6月下旬に重要土地ウェブ地図を公開する。
- 内閣府ホームページからアクセスできるウェブ地図上に区域範囲を示し、区域名称の表示や、表示範囲の移動、拡大、縮小などの操作を通じて、より簡単に注視区域等の範囲を閲覧・確認できるようになる。

※ 現在、内閣府にて観覧に供することに加え、内閣府HPにおいてPDF形式で公開中。



※取引の仲介に当たり、宅建業法上の重要事項説明と内閣府への届出への協力要請。

届出様式（記載例）

ご案内チラシ

記載例

別記様式第三（第四条関係）

売主と買主が連名で届出を行う場合の様式
※売主又は買主が単独で届出を行うこともできます。

土地等売買等届出書

20××年××月××日

内閣総理大臣 殿

届出者 (譲渡し予定者等) 住 所 A県B市〇〇一丁目2番3号
氏 名 乙 山 次 郎
連絡先 ×××-××××-××××

届出者 (譲受け予定者等) 住 所 A県B市〇〇一丁目1番1号
株式会社△△不動産
氏 名 代表取締役 甲 野 太 郎
国籍等 日本
(法人の場合) 府令第5条第1項第2号該当性 ☐ 該当 ☒ 非該当
担当者 ■■■
連絡先 ×××-××××-××××

譲受け予定者等が法人の場合は、「該当」又は「非該当」のいずれかにチェック（レ点記入）が必要

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載

記

代表者が日本の国籍を有しない場合等には、「該当」にチェック（レ点記入）

1 土地等に関する事項

	所在	面積（床面積）	利用の現況
☒ 土地 ☐ 建物	A県B市△△一丁目1番2	370.00 m ²	宅地
☐ 土地 ☒ 建物	A県B市△△一丁目1番2 1番2の1	290.00 m ²	居宅

2 所有権等の種別・内容 ☒ 所有権 の移転 (内容:)
☐ その他 () の ☐ 移転 ☐ 設定 (内容:)

3 利 用 目 的 宅地、居宅

届出の対象となる権利が所有権の場合は、「所有権」にチェック（レ点記入）

4 契 約 予 定 日 20××年××月××日

届出については仲介業者が代理申請することも可能です！！

※届出様式記入において、押印、添付資料等は不要。代理申請するにあたり委任状等の代理権限証書の添付も不要。



押印及び添付資料は必要ありません